別表 3

奈良県総合医療センター院内保育所管理運営業務委託に係る
公募型プロポーザル評価基準

1 評価方法

提出された企画提案書及びプレゼンテーション内容について、以下の評価項目及び評価ポイントに基づき審査を行う。

評価点は、各評価項目について審査委員が採点し、その合計点により評価する。

なお、見積価格については、次の算定式により評価する。

価格評価点＝（最低提案価格 ÷ 当該提案価格）×10 点

※算定結果は小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位までを評価点とする。

評価項目	評価ポイント	配点
実績	・本保育所と同種の院内保育所の管理運営実績があるか。 ・事業所内保育施設等の管理運営実績が十分であるか。 ・企業主導型保育事業に係る申請、運営支援等の実績があるか。	5
（ア）保育理念及び保育方針	・保育理念及び基本方針が明確であり、本保育所の設置目的を理解した提案となっているか。 ・児童一人ひとりの発達段階に応じた保育内容となっているか。 ・保護者との情報共有、相談対応及び苦情対応の体制が具体的であるか。 ・現場職員のみではなく、本部等による支援体制が整備されているか。 ・共同利用児童を含め、利用児童及び保護者への公平かつ適切な対応が可能であるか。	15
（イ）職員採用及び配置体制	・児童数及び保育時間に応じた適切な職員配置計画となっているか。 ・通常保育、延長保育及び夜間保育に対応可能な勤務体制となっているか。 ・職員確保について具体性及び実現性があるか。 ・職員の処遇改善、離職防止への取組があるか。 ・保育技術、安全管理、感染症対応等に関する研修体制が整備されているか。	10
（ウ）安全管理及び危機管理	・事故防止及び安全管理体制が具体的に示されているか。 ・災害、不審者対応等に関する危機管理体制が整備されているか。 ・児童の登降園確認、欠席確認及び所在確認の仕組みが適切であるか。	20

	・児童の急病、けが等への対応体制が整備されているか。 ・児童及び職員の健康管理体制が適切であるか。	
(エ)保育内容	・一日の保育計画及び年間行事計画が充実しているか。 ・児童の年齢、発達段階に応じた活動内容となっているか。 ・就学前教育への取組が具体的であるか。 ・教材、遊具等を活用した工夫があるか。 ・保育内容を評価・改善する仕組みがあるか。	20
(オ)給食運営	・児童が食事を楽しめる工夫があるか。 ・栄養管理及び食育への取組があるか。 ・食物アレルギー児童への対応が適切であるか。 ・衛生管理、食中毒防止対策及び事故発生時対応マニュアルが整備されているか。 ・調理従事者への衛生教育及び健康管理体制が適切であるか。	10
(カ)企業主導型保育事業への対応	・委託費の算定方法が明確であるか。 ・当センターの負担軽減につながる効率的な運営上の工夫があるか。 ・適正な人員配置及びサービス水準を維持した経費計画となっているか。	5
(キ)運営本部による支援体制	・当センターが感染症指定医療機関であることを踏まえ、医療従事者が勤務継続できる保育体制を構築できるか。 ・感染症発生時の職員確保、代替体制及び感染拡大防止策が具体的であるか。 ・関係機関との連携体制が整備されているか。	5
(ク)見積金額	価格評価点＝(最低提案価格／提案価格)×10 点 ※小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位までとする。	10
合計		**100**

2 審査における留意事項

(1)企画提案内容については、単なる実施可能性だけではなく、本保育所の設置目的、医療機関職員の勤務形態及び共同利用の実施状況を踏まえた具体的な提案であるかを評価する。

(2)特に、夜間勤務対応、感染症発生時の保育継続、安全管理及び職員確保については、本業務の重要事項として評価する。

(3)提案内容と見積価格の整合性についても確認する。

(4)契約にあたり執行予定額を設けており、最優秀提案者の見積金額が執行予定額を上回る場合に価格交渉を実施しても執行予定額を下回ることが出来ない場合は次点の提案者と契約交渉を実施する。以降、契約締結まで繰り返す。